

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：生活文化スポーツ局】

機関名称	東京都スポーツ振興審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	スポーツ基本法第31条 東京都スポーツ振興審議会に関する条例第1条
設置年月日	昭和37年4月1日
機関の目的 ・所掌内容	東京都におけるスポーツ振興施策を、総合的、体系的に推進するため、スポーツに関する重要事項について調査・審議する。
委員数	20人 (うち、女性委員数 7人)
会議公開	公開
会議 非公開理由	
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	
備考	
HPのURL	https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/policyinformation/council27.html
問い合わせ先	生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部企画調整課 電話番号：03-5320-7723 FAX番号：